

あらたまツーリズム協議会規約

(名称及び目的)

第1条 この会は、あらたまツーリズム協議会（以下「協議会」という。）と称し、荒尾・玉名地域管内市町が連携し、ツーリズム商品の造成、営業活動、販売促進、情報発信、観光関係事業者の協力体制構築等により、積極的な誘客を促進することを目的とする。

(事業)

第2条 協議会は前条の目的を達成するため、ツーリズムに関する次の事業を行う。

- (1) 商品造成、営業活動に関すること
- (2) 販売促進、情報発信に関すること
- (3) 観光関係事業者の協力体制構築に関すること
- (4) その他、目的を達成するために必要な事項に関すること

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる市町を持って組織する。

- 2 構成員は、会長職にある市町観光担当課長、荒尾市、玉名市、玉名郡各町の観光担当課長補佐又は係長等とする。

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

- 2 協議会の役員は、会員の互選とし、任期は1年とする。

(役員の仕事)

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 3 監事は会計経理を監査する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は毎年1回開催する。
- 3 臨時総会は会長が必要と認めたとき開催する。

(総会)

第7条 総会は、会員をもって組織する。

2 総会は、会長が招集し、次の事項のうち特に重要な事項を議決する。

(1) 事業計画

(2) 規約の制定及び改廃

(3) その他の重要な事項

3 総会の議長は、会長がこれにあたる。

4 総会は、会員の半数以上の出席がなければ開くことはできない。

5 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(経費)

第8条 協議会の運営に関する経費は、構成市町の負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 前項の負担金の額は協議会で決定する。

(事務局)

第9条 協議会の事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局は会長が属する団体に置く。

(オブザーバー)

第10条 協議会は、活動について意見を求めるため、オブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは会長の求めにより、総会等に出席することができる。

(解散)

第11条 協議会は総会の決議により解散する。

(補則)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は別に定める。

(附則)

この規約は、令和4年(2022年)3月30日から施行する。

あらたまツーリズム協議会会員名簿

(構成員)

| 所 属 名 | 備 考 |
|----------|-----|
| 荒尾市観光担当課 | |
| 玉名市観光担当課 | |
| 玉東町観光担当課 | |
| 和水町観光担当課 | |
| 南関町観光担当課 | |
| 長洲町観光担当課 | |

(オブザーバー)

| 所 属 名 | 備 考 |
|--------------|-----|
| 熊本県観光連盟 | |
| 玉名地域振興局総務振興課 | |